2
譲渡担保契約
㈠　譲渡担保契約の効力
(1)　譲渡担保権の内容
譲渡担保権者は、譲渡担保財産について、他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有することとした。（第三条関係）
(2)　同一の譲渡担保財産についての重複する譲渡担保契約
譲渡担保財産は、重ねて譲渡担保契約の目的とすることができることとした。（第七条関係）
(3)　物上代位
譲渡担保権は、譲渡担保財産の売却、賃貸、滅失又は損傷によって譲渡担保権設定者が受けるべき金銭その他の物に対しても、行使することができることとした。この場合においては、譲渡担保権者は、その払渡し又は引渡しの前に差押えをしなければならないこととした。（第九条第一項関係）
(4)　根譲渡担保権の被担保債権の範囲
根譲渡担保権者は、確定した元本、利息、違約金、根譲渡担保権の実行の費用及び債務の不履行によって生じた損害の賠償の全部について、その根譲渡担保権を行使することができることとした。ただし、根譲渡担保契約において極度額の定めがあるときは、当該極度額を限度とすることとした。（第一四条関係）
(5)　根譲渡担保権の譲渡又は一部譲渡の対抗要件
イ　根譲渡担保権の譲渡又は一部譲渡は、動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（㈡(5)において「特例法」という。）の定めるところに従いその登記をしなければ、第三者に対抗することができないこととした。（第二三条第一項関係）
ロ　債権を目的とする根譲渡担保権の譲渡又は一部譲渡は、当該譲渡又は一部譲渡及びその譲渡又は一部譲渡につき登記がされたことについて、譲渡人若しくは譲受人が当該債権の債務者に登記事項証明書を交付して通知をし、又は当該債務者が承諾をしなければ、当該債務者に対抗することができないこととした。（第二三条第二項関係）
(6)　根譲渡担保権の元本の確定事由
イ　根譲渡担保権者が譲渡担保財産について強制執行、担保権の実行又は物上代位による差押えを申し立てた場合（差押えがあった場合に限る。）、根譲渡担保権者が譲渡担保動産に対する強制執行又は担保権の実行としての競売による差押えがあったことを知った時から二週間を経過した場合等には、根譲渡担保権の担保すべき元本は、確定することとした。（第二六条第一項関係）
ロ　譲渡担保動産に対する強制執行又は担保権の実行としての競売による差押え等の効力が消滅したときは、担保すべき元本は、確定しなかったものとみなすこととした。ただし、元本が確定したものとしてその根譲渡担保権又はこれを目的とする権利を取得した者があるときは、この限りでないこととした。（第二六条第二項関係）
㈡　動産譲渡担保契約の効力
(1)　動産譲渡担保権設定者による譲渡担保動産の使用及び収益
動産譲渡担保権設定者は、譲渡担保動産の用法に従い、その使用及び収益をすることができることとした。（第二九条第一項関係）
(2)　妨害の停止の請求等
イ　動産譲渡担保権設定者は、譲渡担保動産の使用又は収益を動産譲渡担保権設定者以外の者が妨害しているときにおけるその者に対する妨害の停止の請求等をすることができることとした。（第三〇条第一項関係）
ロ　動産譲渡担保権者は、㈠(1)に規定する権利の行使を動産譲渡担保権者以外の者が妨害しているときにおけるその者に対する妨害の停止の請求等をすることができることとした。（第三〇条第二項関係）
(3)　牽連性のある金銭債務のみを担保するための動産の譲渡の対抗力
次に掲げる債務（その利息、違約金、動産譲渡担保権の実行の費用及び債務の不履行によって生じた損害の賠償を含む。(6)において「牽連性のある金銭債務」という。）のみを担保するために締結された動産譲渡担保契約に基づく動産の譲渡は、譲渡担保動産の引渡しがなくても、第三者に対抗することができることとした。（第三一条第一項関係）
イ　譲渡担保動産の代金の支払債務
ロ　譲渡担保動産の代金の支払債務の債務者から委託を受けた者が当該代金の支払債務を履行したことによって生ずるその者の当該債務者に対する求償権に係る債務
(4)　動産譲渡担保権の順位
同一の動産について数個の動産譲渡担保権が互いに競合する場合には、その動産譲渡担保権の順位は、その動産の引渡し（登記又は登録をしなければ権利の得喪及び変更を第三者に対抗することができない動産にあっては、登記又は登録）の前後によることとした。（第三二条関係）
(5)　占有改定で対抗要件を備えた動産譲渡担保権の順位の特例
占有改定で譲渡担保動産の引渡しを受けることにより対抗要件を備えた動産譲渡担保権は、占有改定以外の方法で譲渡担保動産の引渡し（特例法第三条第一項の規定により引渡しがあったものとみなされる場合を含む。）を受けることにより対抗要件を備えた動産譲渡担保権に劣後することとした。（第三六条第一項関係）
(6)　牽連性のある金銭債務を担保する動産譲渡担保権の順位の特例
牽連性のある金銭債務を担保する動産譲渡担保権は、牽連性のある金銭債務を担保する限度において、競合する他の動産譲渡担保権に優先することとした。ただし、動産譲渡担保権者が次に掲げる時のうち最も早いものより後に譲渡担保動産の引渡しを受けたときは、この限りでないこととした。（第三七条関係）
イ　他の動産譲渡担保権（集合動産譲渡担保権を除く。）の動産譲渡担保権者が譲渡担保動産の引渡し（占有改定による場合を除く。）を受けた時
ロ　他の動産譲渡担保権（集合動産譲渡担保権に限る。）の動産譲渡担保権者が(8)の引渡し（占有改定による場合を除く。）を受けた時又は譲渡担保動産が動産特定範囲に属した時のいずれか遅い時
(7)　特定範囲所属動産を一体として目的とする動産譲渡担保契約
動産譲渡担保契約は、次に掲げる事項を指定することにより、将来において属する動産を含むものとして定められた範囲によって特定された動産を、一体として、その目的とすることができることとした。（第四〇条関係）
イ　譲渡担保動産の種類
ロ　譲渡担保動産の所在場所その他の事項
(8)　集合動産譲渡担保権についての対抗要件の特例
特定範囲所属動産を一体として目的とする動産譲渡担保契約に基づく動産譲渡担保権を有する者は、動産特定範囲に属する動産の全部の引渡しを受けたときは、当該動産特定範囲に将来において属する動産についても、他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有することを第三者に対抗することができることとした。（第四一条第一項関係）
(9)　集合動産譲渡担保権設定者による動産特定範囲に属する動産の処分
イ　集合動産譲渡担保契約における動産譲渡担保権設定者は、動産特定範囲に属する動産の処分をすることができることとした。ただし、集合動産譲渡担保権者を害することを知っていたときは、この限りでないこととした。（第四二条第一項関係）
ロ　イ本文の規定にかかわらず、集合動産譲渡担保契約に別段の定めがあるときは、その定めるところによることとした。（第四二条第二項関係）